

SATOSHOJI

第95期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（9階）911会議室

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額改定の件

目次

第95期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41



株主各位

証券コード 8065
平成30年6月1日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
佐藤商事株式会社
代表取締役会長 **村田 和夫**

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館（9階）911会議室 <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください）</small>
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額改定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載していません。
 1. 新株予約権等の状況
 2. 連結計算書類の連結注記表
 3. 計算書類の個別注記表
 したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html）に掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイのワールビズスタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当金に関しましては、今後の収益見通し等を考慮し、継続的に利益確保を図るとともに、継続的な安定配当として下限を原則30円とし、かつ連結配当性向は25%以上を方針としております。ただし、対象期間は当社中期経営計画の2020年3月末までとし、それ以降は業績等を総合的に勘案し、策定いたします。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 **24円**
配当総額 **515,796,288円**

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

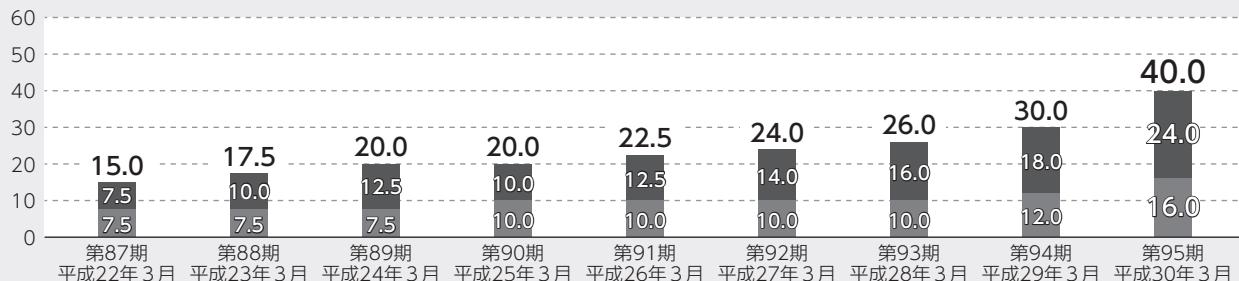
当期は1株につき16円の間配当を実施しておりますので、これにより年間の合計配当額は、1株につき40円となります。

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	むらた かずお 村田 和夫	代表取締役会長	再任
2	ながせ てつろう 永瀬 哲郎	代表取締役副会長 海外現地法人・非鉄金属・電子材料部門 担当	再任
3	おとわ まさとし 音羽 正利	代表取締役社長	再任
4	たうら よしあき 田浦 義明	専務執行役員 経営部門総括	再任
5	おざわ たかふみ 小澤 孝文	専務執行役員 機械部門総括	再任
6	のざわ てつお 野澤 哲夫	常務執行役員 鉄鋼部門（本社内部門・海外部門・福 島・関東地区鉄鋼店）総括	再任
7	さいとう おさむ 斎藤 脩		再任 社外 独立
8	こたに けん 小谷 健		再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

むら た かず お
村田 和夫 (昭和16年10月17日生)

所有する当社の株式数…………… 140,610株
取締役在任年数…………… 26年

略歴、当社における地位及び担当

昭和39年 4月	当社入社	平成12年 6月	常務取締役
昭和58年10月	栃木支店長	平成15年 4月	代表取締役社長
平成 3年 2月	統括部長	平成26年 4月	代表取締役会長 (現任)
平成 4年 6月	取締役		

重要な兼職の状況

メタルアクト株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

村田和夫氏を取締役候補者とした理由は、長年の代表取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有するとともに当社グループ全体に精通した幅広い知見及び、販売先及び仕入先の業界全体に広い人脈を有しており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

2

再任

なが せ てつ ろう
永瀬 哲郎 (昭和32年7月29日生)

所有する当社の株式数…………… 13,700株
取締役在任年数…………… 12年

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年 4月	当社入社	平成23年 4月	専務取締役 部門総括
平成 9年 4月	非鉄金属部第2課長	平成25年 4月	取締役副社長 部門総括
平成16年 4月	電子材料部長	平成26年 4月	代表取締役社長
平成18年 6月	取締役・統括部長	平成30年 4月	代表取締役副会長 海外現地法人・非鉄金属・電子材料部門担当 (現任)
平成21年 4月	常務取締役 部門担当		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

永瀬哲郎氏を取締役候補者とした理由は、平成18年に取締役に就任、平成26年に代表取締役に就任し当社グループ全体に精通しており、その長年にわたる経験、特に海外における戦略・経営面の豊富な知見を有することから、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

おとわ まさとし
音羽 正利 (昭和32年1月26日生)

所有する当社の株式数…………… 10,500株
 取締役在任年数…………… 10年

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年4月	当社入社	平成22年4月	取締役 部門担当
平成8年4月	八戸営業所長	平成23年4月	常務取締役 部門総括
平成13年10月	鶴岡支店長	平成26年6月	取締役常務執行役員 部門総括
平成17年4月	統括部長	平成28年4月	取締役専務執行役員 部門総括
平成19年4月	執行役員	平成30年4月	代表取締役社長 (現任)
平成20年6月	取締役		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

音羽正利氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の主力事業である鉄鋼業界に従事し、また平成30年に代表取締役役に就任しており、その経験や戦略面の豊富な知見により、当社グループの国内外の一層の事業拡大と企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

4

再任

たうら よしあき
田浦 義明 (昭和29年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 9,100株
 取締役在任年数…………… 9年

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年4月	株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入社	平成21年6月	当社顧問 取締役
平成15年6月	同行執行役 人事部担当	平成22年3月	取締役 部門担当
平成17年6月	同行常務執行役員 東京中央地域CEO兼キャピトル みなと地域CEO	平成23年4月	常務取締役 部門総括
平成20年4月	同行常務執行役員 内部監査部門担当	平成25年4月	専務取締役 部門総括
		平成26年6月	取締役専務執行役員 経営部門総括 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

田浦義明氏を取締役候補者とした理由は、他社における役員及び当社における平成21年からの取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有し、特に財務や経営管理全般に関する知見に優れており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

5

再任

お ざわ たか ふみ
小澤 孝文 (昭和27年12月16日生)

所有する当社の株式数…………… 200株
取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位及び担当

昭和50年 4月	いすゞ自動車株式会社入社	平成21年 2月	株式会社湘南ユニテック取締役社長
平成10年 4月	同社資材調達室購買第一部長	平成22年 4月	同社代表取締役社長
平成17年 4月	同社執行役員	平成29年 4月	当社顧問
平成19年 4月	同社上席執行役員	平成29年 6月	取締役専務執行役員 機械部門総括 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

小澤孝文氏を取締役候補者とした理由は、他社における役員及び代表取締役として長年鉄鋼業界に従事した経験から戦略・経営面の豊富な知見を有することから、当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

6

再任

の ざわ てつ お
野澤 哲夫 (昭和32年 1月23日生)

所有する当社の株式数…………… 10,800株
取締役在任年数…………… 7年

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年12月	当社入社	平成26年 4月	常務取締役 部門総括
平成 7年 5月	滋賀支店長	平成26年 6月	取締役常務執行役員 鉄鋼部門
平成17年 4月	統括部長		(本社内部門・海外部門・福島・
平成19年 4月	執行役員		関東地区鉄鋼店) 総括 (現任)
平成23年 6月	取締役 部門総括		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

野澤哲夫氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の主力事業である鉄鋼業界に従事しており、その経験や戦略面の豊富な知見により、当社グループの一層の事業拡大と企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

再任

社外

独立

さいとう
齋藤

おさむ
脩 (昭和22年9月14日生)

所有する当社の株式数…………… 10,100株
社外取締役在任年数…………… 3年

略歴、当社における地位及び担当

昭和45年 4月	日本鋼管株式会社入社	平成17年 6月	J F E ホールディングス株式会社 取締役
平成11年 6月	同社取締役総合企画部長		
平成12年 4月	同社常務執行役員総合企画部長	平成20年 6月	東京リース株式会社取締役
平成13年 4月	同社専務執行役員総合企画部長	平成21年 4月	東京センチュリーリース株式会社 (現東京センチュリー株式会社)
平成14年 9月	J F E ホールディングス株式会社 専務執行役員		監査役
平成17年 4月	J F E エンジニアリング株式会社 代表取締役社長	平成23年 6月	当社社外監査役
		平成27年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由

齋藤脩氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネスの経験及び他社での代表取締役としての経験を活かし、今後も社外取締役として適切に職務を遂行できるものと判断したためであります。

候補者番号

8

再任

社外

独立

こたに
小谷 健 (昭和21年9月12日生)

所有する当社の株式数…………… 200株
社外取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位及び担当

昭和44年 4月	トピー実業株式会社入社	平成18年 4月	同社取締役副社長
平成 6年 4月	同社金属建材本部プロジェクト営業部長	平成22年 4月	同社代表取締役社長
		平成25年 4月	同社取締役相談役
平成10年 6月	同社取締役	平成27年 6月	同社相談役
平成12年 6月	同社常務取締役	平成29年 6月	当社社外取締役 (現任)
平成15年 4月	同社専務取締役		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由

小谷健氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネスの経験及び他社での代表取締役の経験を活かし、経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かし今後も社外取締役として職務を遂行できるものと判断したためであります。

- (注) 1. 取締役候補者村田和夫氏はメタルアクト株式会社の代表取締役を兼務しております。
当社はメタルアクト株式会社とは商品の売買取引を行っております。
2. 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
4. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令の定める額とします。
当社は、斎藤脩氏及び小谷健氏との間に責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、引き続き、継続する予定であります。
5. 当社は、斎藤脩氏及び小谷健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役饗庭典宏氏は任期満了となり、また監査役澤信彦氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者赤石幹雄氏は、監査役澤信彦氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号					
1	あ い ば の り ひ ろ 饗庭典宏 (昭和30年6月22日生)			所有する当社の株式数…………… 4,400株 監査役に在任年数…………… 4年	
再任	略歴、当社における地位				
社外	昭和53年4月	株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行) 入社	平成18年6月	りそな信託銀行株式会社 (現株式会社りそな銀行) 経営管理部長	
独立	平成11年4月	同行池袋支店長	平成20年6月	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社常務取締役	
	平成16年4月	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社総務部長	平成26年6月	当社常勤社外監査役(現任)	
	重要な兼職の状況				
	該当事項はありません。				
	社外監査役候補者とした理由				
	饗庭典宏氏がこれまでに培ってきたビジネスの経験及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社での常務取締役としての経験を活かし、経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言ができるものと判断したためであります。				

候補者番号

2

新任

社外

独立

あか いし みき お
赤石 幹雄 (昭和30年1月18日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
監査役在任年数…………… —

略歴、当社における地位

昭和54年4月	日本鋼管株式会社(現JFEスチール株式会社)入社	平成21年4月	同社監査役事務局部長
平成18年1月	JFEスチール株式会社西日本製鉄所(福山地区)総務部長	平成21年6月	ジェコス株式会社非常勤監査役
		平成25年6月	東京エレクトロン株式会社常勤監査役

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外監査役候補者とした理由

赤石幹雄氏は、ジェコス株式会社及び東京エレクトロン株式会社の監査役を務めた経験を有しており、監査の妥当性を客観的に確保する観点から過去の経験を活かした有効な助言ができるものと判断したためであります。

再任 再任監査役候補者 **新任** 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 赤石幹雄氏は新任の監査役候補者であります。
- 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 饗庭典宏氏の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
 - 各監査役候補者は、いずれも社外監査役候補者であります。
 - 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
候補者饗庭典宏氏及び赤石幹雄氏とは、本議案が承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、饗庭典宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、赤石幹雄氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第4号議案

補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

さか お えい じ
坂尾 栄治 (昭和40年3月12日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

略歴

昭和62年 4 月	株式会社新宿中村屋入社	平成 8 年10月	株式会社ビジネスバンクコンサルティング (現株式会社ジェクシード) 入社
平成 4 年10月	井上斎藤英和監査法人 (現有限責任 あずさ 監査法人) 入所	平成16年 8 月	有限会社アップライト (現株式会社アップラ イト) 代表取締役社長 (現任)
平成 8 年 3 月	坂尾公認会計士事務所設立		

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人日本IT会計士連盟代表理事

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂尾栄治氏につきましては、長年公認会計士として培われた会社財務知識を有し、監査役に就任された場合には当社の監査体制にその知識を活かした有効な助言ができるものと判断したためであります。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂尾栄治氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。坂尾栄治氏が社外監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
4. 坂尾栄治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、年額360百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議いただき今日に至っております。

この間、国内外の事業の拡大・子会社の増加などにより取締役の業務、責務が増大しています。また、ガバナンス体制の強化のため、社外取締役2名を選任いたしました。

今後につきましても、社外を含む取締役の増員も機動的に行えることなどを目的に取締役の報酬額を年額480百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものとしたいと存じます（現在は、使用人兼務取締役はおりません）。

取締役の報酬額は、固定給・業績連動給で構成されています。具体的な金額については、固定給については当該取締役の役位等を考慮して決定しております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などを基準に、当該取締役の役位や貢献度等を考慮して決定しております。

なお、第2号議案の「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結後の取締役は8名（うち社外取締役は2名）となります。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額改定の件

当社は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、また監査役については企業価値向上を目指す監査・調査意欲を一層高めることを目的として、取締役及び監査役に対して株式報酬型ストックオプションを導入しております。当社の取締役の株式報酬型ストックオプションの報酬額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において取締役の報酬額とは別枠で、年額45百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、国内外の事業拡大、子会社の増加などにより取締役の業務、責務が増大しており、ガバナンス体制の強化のため、社外を含む取締役の増員も機動的に行えることなどを目的とし、取締役の株式報酬型ストックオプションの報酬額を年額55百万円以内（うち社外取締役分は5百万円以内）に改定することをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議いただいておりますが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、年額480百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）となります。

また、現在の取締役の員数は8名ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役は2名）となります。

本新株予約権の具体的内容は以下のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役に対しては総数150,000株を、監査役に対しては総数20,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役及び監査役それぞれに交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役に対して割当てる新株予約権の総数1,500個及び監査役に対して割当てる新株予約権の総数200個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会にて定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役もしくは監査役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧ その他の新株予約権の内容

上記①から⑦に記載のない新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、各国の政策動向等により先行きは不透明な状況となっております。

このような状況下におきまして、当社グループの連結業績は、主力の商用車業界の国内外販売が堅調に推移したことや建産機業界の持ち直し等により、売上高は2,083億8千7百万円（前年同期比15.8%増）となりました。

企業集団の事業別セグメント売上高の内訳は次のとおりであります。

事業	前連結会計年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日		当連結会計年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日		増 減	
	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	増減率
鉄鋼	111,909	62.2%	129,152	62.0%	17,243	15.4%
非鉄金属	29,527	16.4%	35,443	17.0%	5,916	20.0%
電子材料	20,221	11.2%	22,743	10.9%	2,522	12.5%
ライフ営業	8,608	4.8%	8,430	4.1%	△178	△2.1%
機械・工具	9,680	5.4%	12,617	6.0%	2,936	30.3%
合計	179,947	100.0%	208,387	100.0%	28,440	15.8%

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

鉄鋼事業においては、主要取引業界である商用車業界の国内外販売が堅調に推移したことや建産機業界の持ち直し等により、売上高は1,291億5千2百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益は25億7千6百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

非鉄金属事業においては、主要取引業界である商用車業界の国内外販売が堅調に推移したこと等により、売上高は354億4千3百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は3億4千3百万円（前年同期比26.9%増）となりました。

電子材料事業においては、主力の車載機器向けプリント配線基板用積層板の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は227億4千3百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は新規商材の拡販により、6億9千8百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

ライフ営業事業においては、自社商品販売を推進しましたが、売上高は84億3千万円（前年同期比2.1%減）、営業利益は5億6千万円（前年同期比12.3%減）となりました。

機械・工具事業においては、国内外の設備投資を適宜受注したことにより、売上高は126億1千7百万円（前年同期比30.3%増）となりましたが、経費の増加等により、営業損失は3千万円（前年同期は営業利益5百万円）となりました。

当社グループの収益面におきましては、営業利益は41億4千8百万円（前年同期比15.3%増）、経常利益は44億3千9百万円（前年同期比14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億3千万円（前年同期比20.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

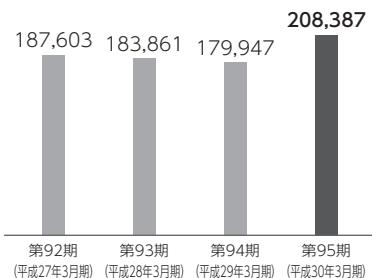
当連結会計年度中の設備投資の総額は28億9百万円であり、主なものは、鉄鋼事業の事業用建物・機械装置の取得等であります。

③ 資金調達の状況

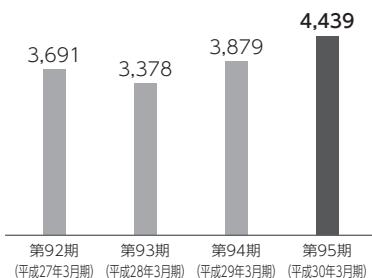
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金について、10億3千万円の調達及び13億6千5百万円の返済を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

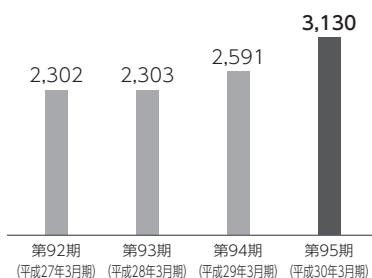
売上高 (単位：百万円)



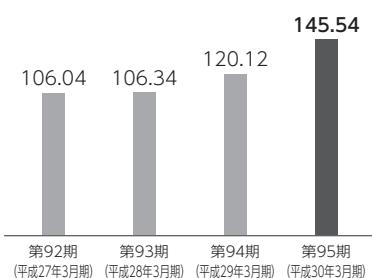
経常利益 (単位：百万円)



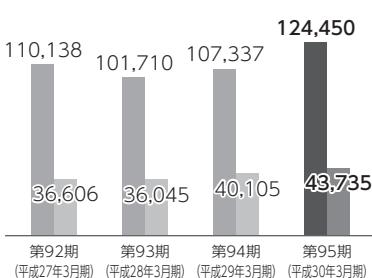
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



		第92期 (平成27年3月期)	第93期 (平成28年3月期)	第94期 (平成29年3月期)	第95期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	187,603	183,861	179,947	208,387
経常利益	(百万円)	3,691	3,378	3,879	4,439
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,302	2,303	2,591	3,130
1株当たり当期純利益	(円)	106.04	106.34	120.12	145.54
総資産	(百万円)	110,138	101,710	107,337	124,450
純資産	(百万円)	36,606	36,045	40,105	43,735

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エヌケーテック株式会社	64	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の加工並びに販売
日本洋食器株式会社	40	100.00	金属洋食器等の製造及び販売
佐藤物流株式会社	10	100.00	金属材料の運送
メタルアクト株式会社	320	100.00	鉄鋼及びその他金属製品の販売
佐藤ケミグラス株式会社	30	100.00	非鉄金属等の加工及び販売
香港佐藤商事有限公司	100千米ドル	100.00	電子材料の販売
SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.	110百万 バニット	99.64	鉄鋼及び電子材料の販売
上海佐商貿易有限公司	4,480千米ドル	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の販売、輸出入業務

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成すべく、下記施策を展開してまいります。

- ①取引金額の多寡に比例する取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討。
- ②鉄鋼事業では、大手ユーザー拡販、新商材の拡販に加え、加工品・部品の拡販取組、互惠先との関係構築、空白地域への開拓、国内人材強化及び海外人材の確保を推進。併せて、中国・東南アジア・南アジア地域での営業拠点の充実及び市場開拓・拡販。
- ③非鉄金属事業では、商材の深掘、メーカー等との技術提携及び専門技術者の活用、拠点網活用による大手ユーザーの開拓・拡販を強化。また海外拠点を活用し、東南アジア地域での新規開拓・拡販。
- ④電子材料事業では、通信・情報、デジタル家電及び車載関連向けプリント配線基板用積層板について、国内販売強化はもとより、香港・タイ・深圳・韓国・シンガポール等の海外営業拠点の拡大を図り、販路をグローバルに展開。新たな商材としては実装品や部品の販売を推進。
- ⑤ライフ営業事業では、オリジナルブランド商品開発、海外生産による低価格商品開発を行い、自社商品を中心とした国内販売を推進。また直営アウトレットやセルフリキデーション企画、ネット媒体での直販を強化し、国内外の大手販社への新規開拓を推進。
- ⑥機械・工具事業では、大手ユーザーグループへの更なる拡販とともに、新規メーカーを開拓し販売体制を強化しながら、国内外の他部門拠点を活用した網羅的な営業領域の拡大を推進。
- ⑦営業開発部を中心とした、環境関連商品の開発・販売等の新たな市場の開拓及び展開。
- ⑧社員教育の推進による人材育成の強化並びに女性社員やシニア社員の積極的な活用。
- ⑨情報システムの高度活用による効率経営及びグローバル化に対応するため、コンピュータシステムと通信ネットワークシステムに対する情報セキュリティ管理の強化。
- ⑩個人情報を含んだ情報資産を適切に管理するため、個人情報管理体制の構築と情報漏洩防止対策の強化。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業内容	主要製品
鉄鋼	普通鋼、特殊鋼、建築用の資材、機材など
非鉄金属	アルミニウム、亜鉛、メタルシリコン、銅合金、その他非鉄製品など
電子材料	プリント配線基板用積層板・関連副資材（フィルム）など
ライフ営業	金属洋食器、陶磁器、パーソナルカラオケ、貴金属など
機械・工具	工作機械、各種設備・装置、輸入機械、切削工具、研削砥石など

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本 社	東京都千代田区
	支 店	札幌、神奈川、名古屋、大阪、九州ほか35店
エヌケーテック株式会社	本 社	埼玉県さいたま市
	工 場	新潟県燕市
日本洋食器株式会社	本 社	新潟県燕市
佐藤物流株式会社	本 社	千葉県浦安市
メタルアクト株式会社	本 社	愛知県名古屋市
	倉 庫	愛知県名古屋市
佐藤ケミグラス株式会社	本 社	大阪府大阪市
	支 店	茨城県つくば市、大阪府堺市
香港佐藤商事有限公司	本 社	香港
	支 店	シンガポール
SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ
上海佐商貿易有限公司	本 社	中国上海
	支 店	中国常州

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
798 (93) 名	13名増 (18名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
594 (79) 名	13名増 (13名減)	41.1歳	12.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	4,918
株式会社常陽銀行	4,200
株式会社三井住友銀行	4,205
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,008
株式会社みずほ銀行	1,300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **87,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **21,799,050株**
- ③ 株主数 **3,876名**
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三神興業株式会社	1,584	7.4
いすゞ自動車株式会社	1,451	6.8
日野自動車株式会社	1,270	5.9
NOK 株式会社	619	2.9
株式会社りそな銀行	554	2.6
佐藤商事取引先持株会	551	2.6
三原不動産株式会社	530	2.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	521	2.4
日本シイエムケイ株式会社	512	2.4
J F E スチール株式会社	500	2.3

(注) 持株比率は自己株式 (307千株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田 和 夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	永瀬 哲 郎	
取締役	田 浦 義 明	
取締役	音 羽 正 利	
取締役	小 澤 孝 文	
取締役	野 澤 哲 夫	
取締役	斎 藤 脩	
取締役	小 谷 健	
常勤監査役	饗 庭 典 宏	
監査役	澤 信 彦	
監査役	原 嘉 男	

- (注) 1. 各取締役の担当については、次頁の「②執行役員の状況」に記載しております。
2. 取締役斎藤脩氏及び取締役小谷健氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役饗庭典宏氏及び監査役原嘉男氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役澤信彦氏及び監査役原嘉男氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役饗庭典宏氏は、他社において常務取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役澤信彦氏は、当社において監査部長を、子会社において代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役原嘉男氏は、他社において代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役斎藤脩氏、取締役小谷健氏、常勤監査役饗庭典宏氏及び監査役原嘉男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末後の取締役の異動
平成30年4月1日をもって取締役の地位及び担当の一部が変更され、次のとおりとなりました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
永瀬 哲郎	代表取締役社長	代表取締役副会長	平成30年4月1日
音羽 正利	取締役	代表取締役社長	平成30年4月1日

② 執行役員の状況（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田 和夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	永瀬 哲郎	
専務執行役員	田浦 義明	経営部門総括
専務執行役員	音羽 正利	鉄鋼部門（近畿・中四国・九州地区鉄鋼店）・営業開発部門総括
専務執行役員	小澤 孝文	機械部門総括
常務執行役員	野澤 哲夫	鉄鋼部門（本社国内部門・海外部門・福島・関東地区鉄鋼店）総括
常務執行役員	村上 毅一郎	鉄鋼部門（中部地区鉄鋼店）総括
上席執行役員	秋元 雅行	安全・ISO推進部統括
上席執行役員	小松 和夫	鉄鋼部門（北海道・東北・新潟・北陸地区鉄鋼店）総括
上席執行役員	小野 誠一	ライフ営業部門総括 日本洋食器株式会社代表取締役社長
上席執行役員	内田 秋夫	機械部門統括
上席執行役員	浦野 正美	経営部門（総務部・経営管理部）統括
執行役員	白幡 剛	営業開発部門副統括
執行役員	西山 正弘	鉄鋼部門（四国・九州地区鉄鋼店）統括
執行役員	須賀 和徳	電子材料部門総括
執行役員	伊藤 明彦	非鉄金属部門総括
執行役員	長谷川 威	機械関係統括

(注) 1. 田浦義明氏、音羽正利氏、小澤孝文氏及び野澤哲夫氏は取締役を兼務しております。
2. 当事業年度末日後における執行役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
永瀬 哲郎	代表取締役社長	代表取締役副会長 海外現地法人・非鉄金属・電子材料部門担当	平成30年4月1日
音羽 正利	取締役専務執行役員 鉄鋼部門（近畿・中四国・九州地区鉄鋼店）・営業開発部門総括	代表取締役社長	平成30年4月1日

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	318 (16)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	27 (21)
合計	11	345

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
また別枠で、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額45百万円を上限とすると決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
また別枠で、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円を上限とすると決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
当事業年度におけるストック・オプションによる報酬額37百万円（取締役8名に対し36百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））
5. 取締役報酬決定の方針
取締役の報酬額は、固定給、業績連動給で構成されています。具体的な金額は、固定給については当該取締役の役位等を考慮して決定しております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などを基準に、当該取締役の役位や貢献度等を考慮して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 斎藤 脩	13回	100%	—	—
取締役 小谷 健	9	100	—	—
常勤監査役 饗庭典宏	13	100	14回	100%
監査役 原 嘉男	13	100	14	100

(注) 取締役小谷健氏は、平成29年6月23日開催の第94期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数は他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は9回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役斎藤脩氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社での代表取締役としての経験や知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性や内部統制の適正性を確保するための発言、また、当社グループの中期的な企業価値の向上に資する発言を行っております。

取締役小谷健氏は、取締役として就任以降、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社においての代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

常勤監査役饗庭典宏氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社においての常務取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

監査役原嘉男氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、他社においての代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社（香港佐藤商事有限公司、SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.及び上海佐商貿易有限公司）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬等の見積りの算定根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任の決定をすることといたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査受託者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委託者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款ならびに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正およびコンプライアンス体制の実効性を確保しております。

ロ. 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令および定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じ意見を述べております。

ハ. 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的または必要に応じて、取締役の職務の執行を監査しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。

ロ. 「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役および内部監査部門も参加、監視しております。

ハ. 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。

ニ. 内部監査部門は、定期的および必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行っております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、「取締役会規定」・「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行および監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。

ロ. 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。

ハ. 取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行っております。

ニ. 取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。

⑤当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた〔社員行動基準〕冊子を使用人に配布するとともにコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人がコンプライアンス意識の徹底を図る一方、定期的な階層別研修やe-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。

ロ. 「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じ適切に対処しております。

ハ. 「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的または必要に応じて、法令ならびに当社グループの社則および示達の遵守状況、所管業務の運営および管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役および監査役へ定期的に報告を行っております。

ニ. 当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「内部通報規定」を制定・運用し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括の下、管理および経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗および職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。

- ロ. 子会社の取締役は、必要に応じ当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。
- ハ. 内部監査部門は、定期的または必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導または勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役および監査役に監査結果等の報告を行っております。
- ニ. 定期的または必要に応じて、監査役および会計監査人による子会社への監査等の実施を行っております。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。
- ロ. 補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要することとしております。
- ⑧当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を明確にする他、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。
- ロ. 監査役会は、必要に応じ、取締役・会計監査人もしくは使用人に業務の報告を求めることができます。
- ハ. 内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告する他、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告および協議をしております。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑩その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会・執行役員会・与信投資委員会・統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況および審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができます。
- ロ. 取締役と監査役は随時面談を実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

①反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応しております。当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底しております。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、当社グループ各社の役員や使用人を対象とした研修教育、社内報を利用した情報発信などを通じて、コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「佐藤商事グループホットライン制度」により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

②損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会および与信投資委員会、コンプライアンス委員会等を通じて取締役や各部門長との定例会議を実施し、各責任担当部署から定期的に報告を受けて、リスク管理状況の確認を行っております。また、当社は、BCP（事業継続計画）の観点から恒久的な対策として、システムサーバーの外部データセンターへの移設を行っております。

③職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度中に13回開催され、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は当事業年度中に14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議や決議を行っております。また、代表取締役や内部監査部門および会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備状況等について意見交換を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	91,040
現金及び預金	3,589
受取手形及び売掛金	59,831
電子記録債権	10,146
商品及び製品	16,066
繰延税金資産	511
その他	1,046
貸倒引当金	△152
固定資産	33,409
有形固定資産	14,650
建物及び構築物	4,370
機械装置及び運搬具	686
土地	7,445
建設仮勘定	1,996
その他	151
無形固定資産	198
投資その他の資産	18,560
投資有価証券	17,641
繰延税金資産	5
その他	1,036
貸倒引当金	△101
投資損失引当金	△21
資産合計	124,450

科目	第95期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	66,125
支払手形及び買掛金	52,377
短期借入金	10,064
未払法人税等	800
賞与引当金	1,079
その他	1,803
固定負債	14,589
長期借入金	10,143
繰延税金負債	3,728
退職給付に係る負債	265
役員退職慰労引当金	65
その他	387
負債合計	80,715
純資産の部	
株主資本	35,156
資本金	1,321
資本剰余金	880
利益剰余金	33,190
自己株式	△235
その他の包括利益累計額	8,328
その他有価証券評価差額金	8,116
繰延ヘッジ損益	△4
為替換算調整勘定	225
退職給付に係る調整累計額	△8
新株予約権	245
非支配株主持分	4
純資産合計	43,735
負債純資産合計	124,450

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第95期
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	208,387
売上原価	191,949
売上総利益	16,438
販売費及び一般管理費	12,289
営業利益	4,148
営業外収益	652
受取利息	9
受取配当金	342
受取賃貸料	142
仕入割引	85
為替差益	1
その他	71
営業外費用	361
支払利息	155
売上債権売却損	36
賃貸費用	56
持分法による投資損失	61
その他	53
経常利益	4,439
特別利益	47
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	14
補助金収入	3
その他	27
特別損失	27
固定資産除却損	14
固定資産売却損	0
子会社株式評価損	9
その他	3
税金等調整前当期純利益	4,458
法人税、住民税及び事業税	1,427
法人税等調整額	△99
当期純利益	3,131
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,130

連結株主資本等変動計算書

第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,321	880	30,791	△185	32,807
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△731		△731
親会社株主に帰属する当期純利益			3,130		3,130
自己株式の取得				△50	△50
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	2,398	△50	2,348
当連結会計年度末残高	1,321	880	33,190	△235	35,156

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	6,883	△3	237	△10	7,106	187	3	40,105
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△731
親会社株主に帰属する当期純利益								3,130
自己株式の取得								△50
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,232	△0	△11	1	1,222	57	0	1,280
当連結会計年度変動額合計	1,232	△0	△11	1	1,222	57	0	3,629
当連結会計年度末残高	8,116	△4	225	△8	8,328	245	4	43,735

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	81,718
現金及び預金	2,753
受取手形	16,691
電子記録債権	9,175
売掛金	38,568
商品及び製品	12,714
前払金	355
繰延税金資産	457
その他	1,110
貸倒引当金	△109
固定資産	33,540
有形固定資産	13,810
建物	3,929
構築物	228
機械装置	647
車輛運搬具	4
工具器具備品	125
土地	6,878
建設仮勘定	1,996
無形固定資産	165
ソフトウェア	152
その他	12
投資その他の資産	19,565
投資有価証券	15,663
関係会社株式	2,683
関係会社出資金	133
関係会社長期貸付金	500
破産更生債権等	0
敷金及び保証金	586
長期未収入金	79
その他	71
貸倒引当金	△153
投資損失引当金	△0
資産合計	115,259

科目	第95期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	61,803
買掛金	49,575
短期借入金	5,693
1年内返済予定の長期借入金	2,400
未払金	206
未払費用	614
未払法人税等	645
前受金	281
預り金	1,299
賞与引当金	968
その他	119
固定負債	14,306
長期借入金	10,143
長期未払金	180
長期預り金	56
繰延税金負債	3,642
退職給付引当金	158
資産除去債務	118
その他	6
負債合計	76,110
純資産の部	
株主資本	30,991
資本金	1,321
資本剰余金	789
資本準備金	789
利益剰余金	29,115
利益準備金	329
その他利益剰余金	28,785
固定資産圧縮積立金	1,516
特別償却積立金	5
別途積立金	17,500
繰越利益剰余金	9,763
自己株式	△235
評価・換算差額等	7,912
その他有価証券評価差額金	7,917
繰延ヘッジ損益	△4
新株予約権	245
純資産合計	39,149
負債純資産合計	115,259

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第95期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	186,008
売上原価	172,295
売上総利益	13,712
販売費及び一般管理費	10,604
営業利益	3,108
営業外収益	661
受取利息	26
受取配当金	381
受取賃貸料	141
仕入割引	77
その他	35
営業外費用	314
支払利息	120
売上債権売却損	36
賃貸費用	52
貸倒引当金繰入額	47
為替差損	19
その他	38
経常利益	3,456
特別利益	30
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	14
補助金収入	3
その他	13
特別損失	56
固定資産除却損	9
関係会社株式評価損	46
税引前当期純利益	3,430
法人税、住民税及び事業税	1,169
法人税等調整額	△92
当期純利益	2,353

株主資本等変動計算書

第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金				
当期首残高	1,321	789	789	329	1,557	24	17,500	8,081	27,493	△185	29,419
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△40			40	－		－
特別償却積立金の取崩						△19		19	－		－
剰余金の配当								△731	△731		△731
当期純利益								2,353	2,353		2,353
自己株式の取得										△50	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	△40	△19	－	1,682	1,622	△50	1,571
当期末残高	1,321	789	789	329	1,516	5	17,500	9,763	29,115	△235	30,991

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,807	△4	6,803	187	36,410
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					－
特別償却積立金の取崩					－
剰余金の配当					△731
当期純利益					2,353
自己株式の取得					△50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,109	△0	1,109	57	1,166
当期変動額合計	1,109	△0	1,109	57	2,738
当期末残高	7,917	△4	7,912	245	39,149

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川村 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口直志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐藤商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川村 敦 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口直志 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤商事株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の整備及び評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

佐藤商事株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	饗庭典宏 ㊞
監査役	澤 信彦 ㊞
監査役（社外監査役）	原 嘉男 ㊞

以上

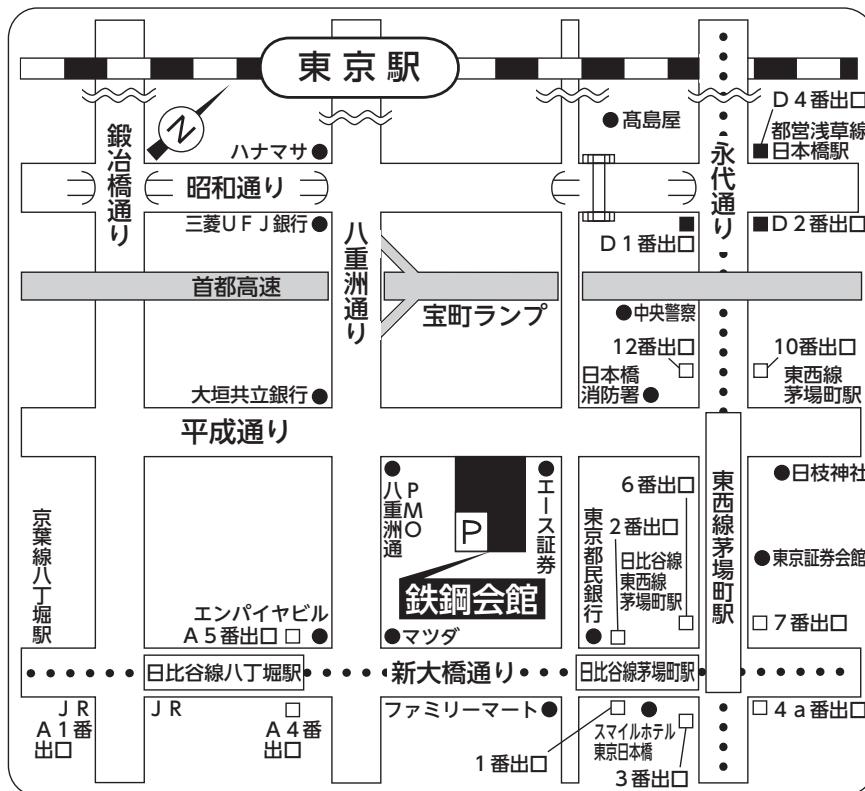
定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（9階）911会議室 TEL：0120-404855

交 通

地下鉄（東京メトロ）
東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、
日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、
日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。